

令和5年度 第1回 龍ヶ崎市都市計画審議会

日 時：令和5年7月28日（金）
午後2時から
場 所：龍ヶ崎市役所5階
全員協議会室

～ 会 議 次 第 ～

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

議案第1号 龍ヶ崎市都市計画審議会会長及び職務代理者の選任について

諮問第1号 竜ヶ崎・牛久都市計画 生産緑地地区の変更について

諮問第2号 竜ヶ崎・牛久都市計画 道路の変更について
（佐貫市街地 歩行者専用道路の変更）

諮問第3号 竜ヶ崎・牛久都市計画 道路の変更について
（龍ヶ崎市停車場馴柴線の名称変更）

報告第1号 都市計画マスタープランの策定について（経過報告）

4 閉 会

資料Ⅰ

都市計画とは？ 都市計画審議会とは？

令和5年7月
都市整備部 都市計画課



1. 都市計画の意義

目 的

(都市計画法第1条)

都市の健全な発展と
秩序ある整備



- 国土の均衡ある発展
- 公共の福祉の増進

基本理念

(都市計画法第2条)

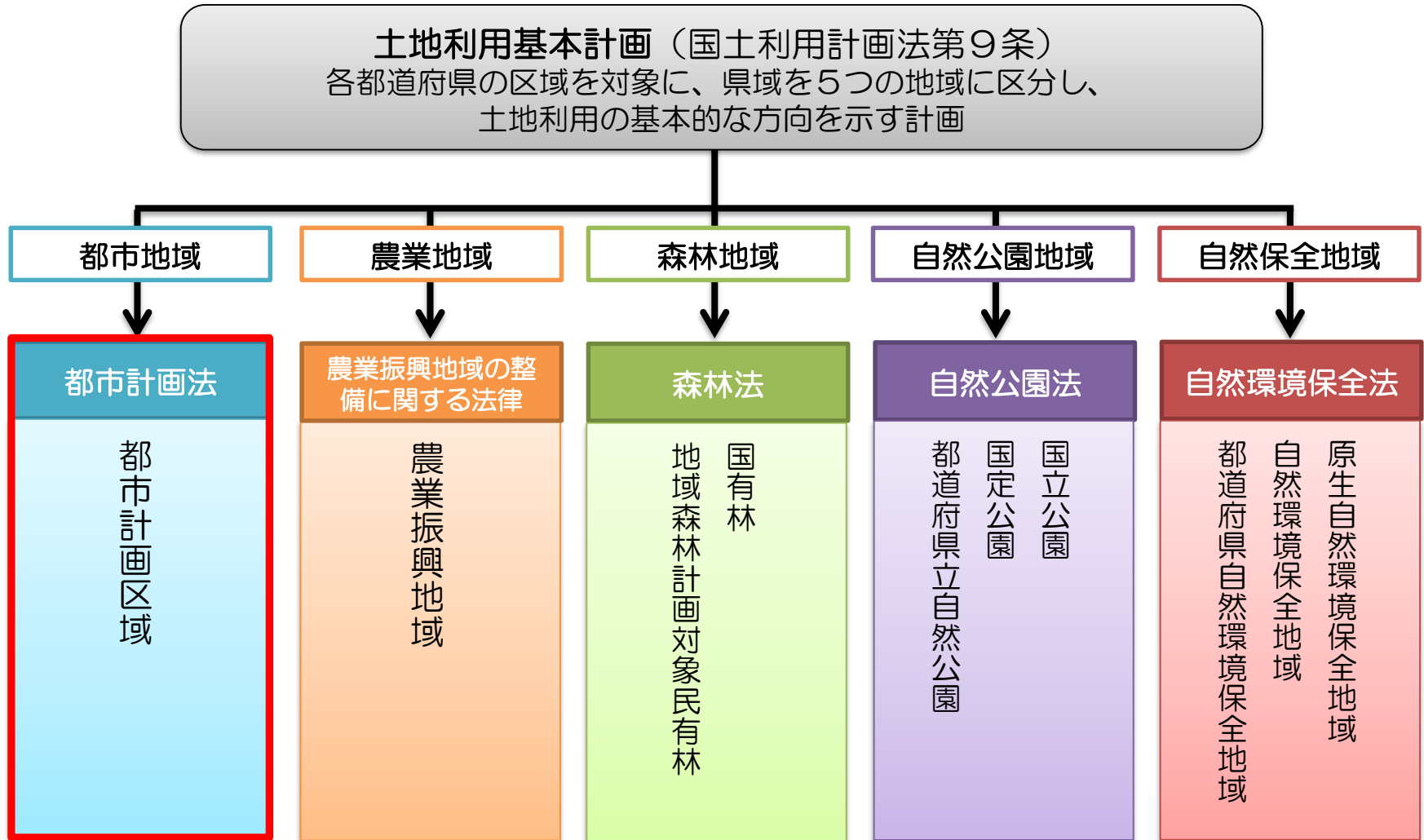
- 健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保
(農林漁業との健全な調和を図りつつ・・・)
- 適正な制限のもとに土地の合理的な利用

都市計画の3つの柱

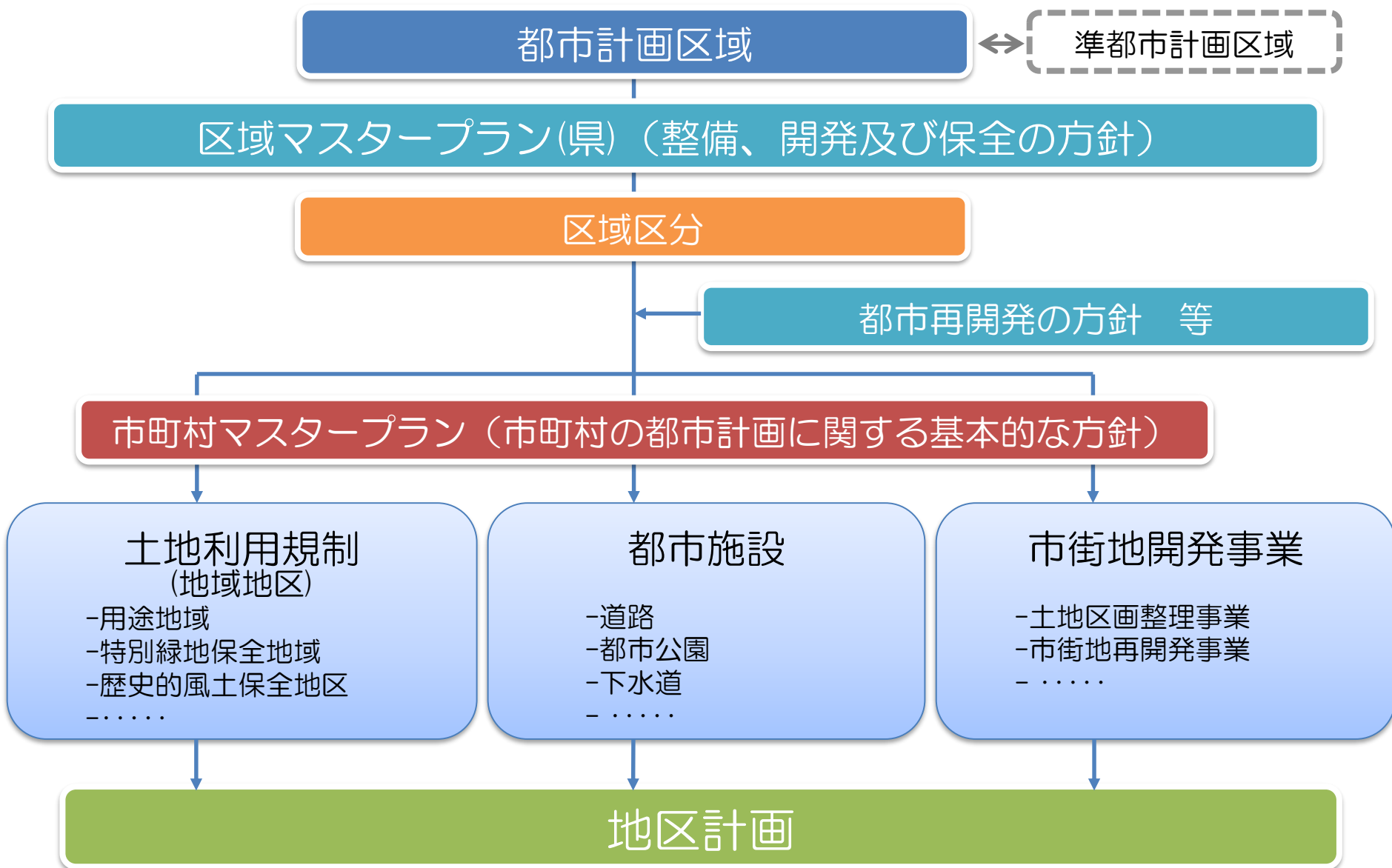
- 土地利用に関する計画
- 都市施設の整備に関する計画
- 市街地開発事業に関する計画

2. 都市計画制度の位置付け

国土計画体系の中での位置付け



3. 都市計画制度の構造



3. 都市計画制度の構造

区域区分

都市計画区域

市街化区域

市街化調整区域

地域地区

【例：用途地域】

商業地域

準工業地域

工業地域

第一種低層住居専用地域

第一種住居地域

都市施設

市街地開発事業

鉄道

道路

土地区画整理事業

公園

地区計画

市街地再開発事業

地区計画

地区計画

都市全体の

計画の見取り図

都市計画区域

4. 都市計画の種類と内容

①都市計画区域・マスタープラン

都市計画区域

○概要

- ①既成の中心市街地を核とし、一体の都市として総合的に整備、開発又は保全すべき区域
- ②新たに開発、保全する必要がある区域

○効果

- ・都市計画の決定、都市施設の整備、市街地開発事業の施行等

○指定の状況（H31都市計画現況調査、2015国勢調査）

- ・都市計画区域面積の合計は約1,024万ha、国土の約27.1%
- ・都市計画区域内の居住人口は約9,920万人で全人口の約82.8%が居住

マスタープラン

<都市計画区域マスタープラン>

○概要

- ・都市計画区域ごとに都道府県が策定
- ・記載事項は、
 - ・都市計画の目標
 - ・区域区分の決定の有無及び当該区分を定めるときはその方針
 - ・主要な都市計画の決定の方針

○効果

- ・都市計画区域内の都市計画は、都市計画区域マスタープランに即したものでなければならない

<市町村マスタープラン>

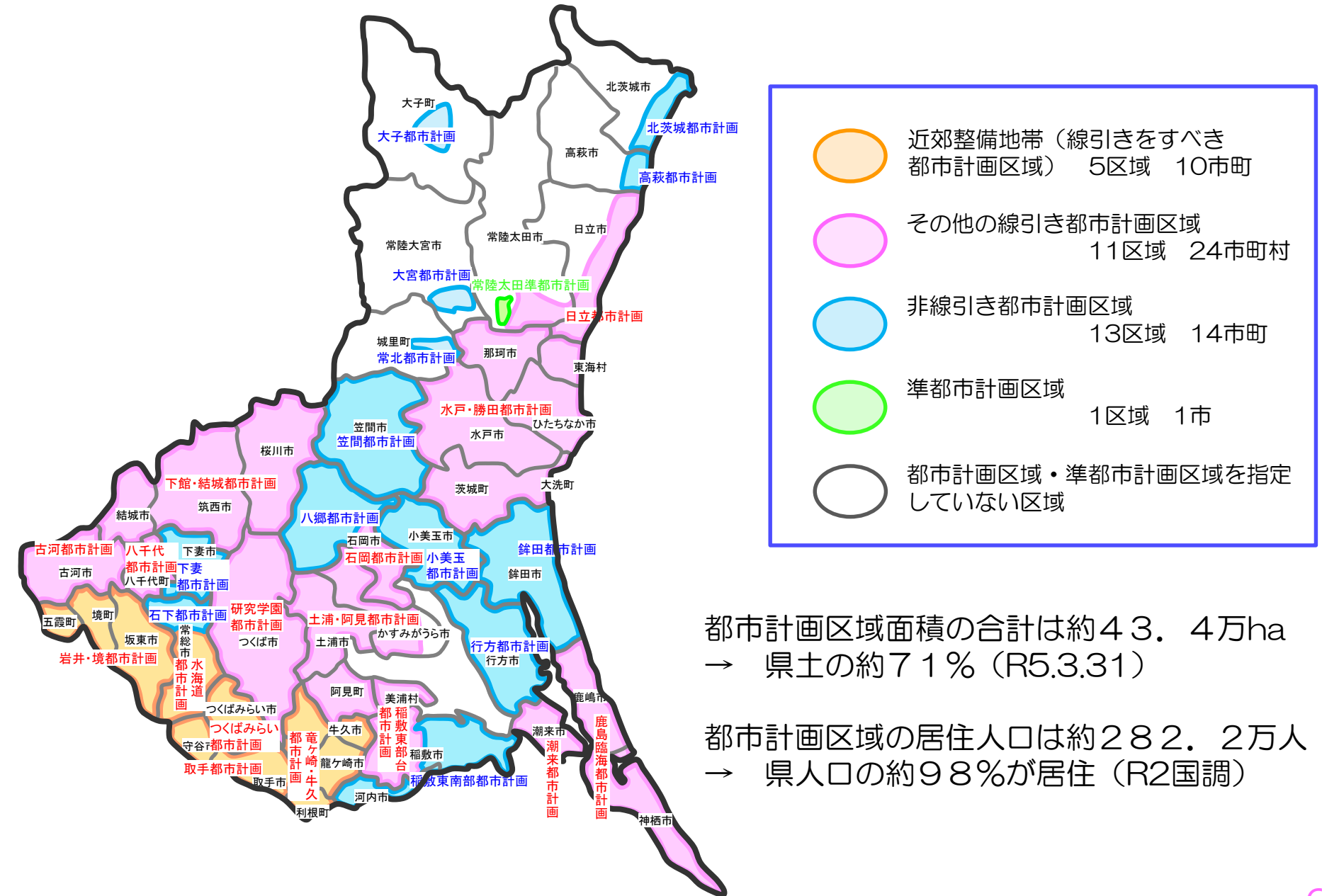
○概要

- ・市町村が策定
- ・記載事項は法定されていないが、例えば、
 - ・まちづくりの理念や都市計画の目標
 - ・全体構想（目指すべき都市像とその実現のための主要課題等）
 - ・地域別構想（あるべき市街地像等）

○効果

- ・市町村が定める都市計画は、市町村マスタープランに即したものでなければならない

①都市計画区域・マスタープラン



4. 都市計画の種類と内容 ②区域区分

区域区分

○概要（いわゆる「線引き」）

- ・無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため都市計画区域を区分するもの

都市計画区域

市街化区域

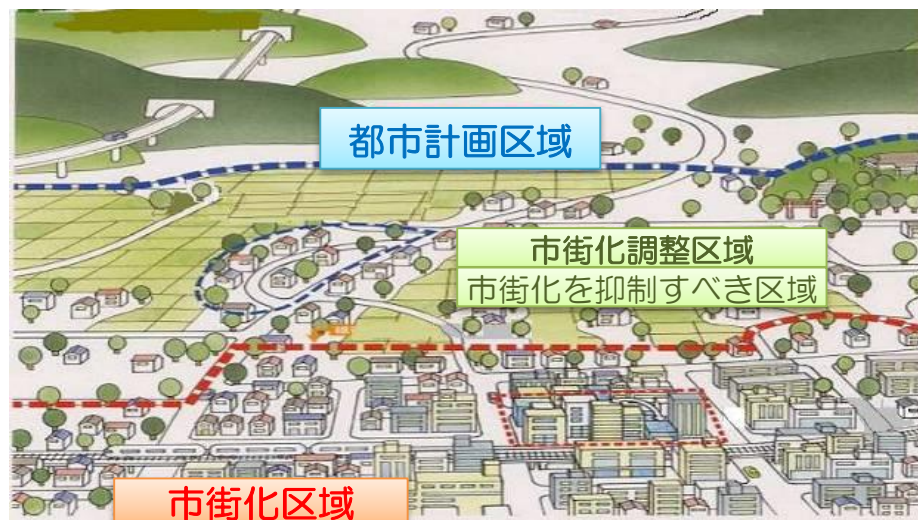
- 既成市街地及び10年以内に優先的に市街化を図る区域
- 用途地域（建築物の用途、密度、形態等を規制）を指定

市街化調整区域

- 原則的に開発は認められない
- 原則的に公共投資は行われない

○特徴

- ・都市的な公共投資・開発事業・開発行為規制、農業投資・農地転用規制、土地税制等各種の施策を総合的にバランスさせる上で根幹となるゾーニング
- ・開発許可制度による計画コントロール



4. 都市計画の種類と内容 ③地域地区

地域地区

○概要

- 用途の適正な配分、都市の再生の拠点整備、良好な景観の形成等の目的に応じた土地利用を実現するために設定する地域又は地区
- 代表例である用途地域をはじめ、高度地区、景観地区、臨港地区等、多数の種類がある

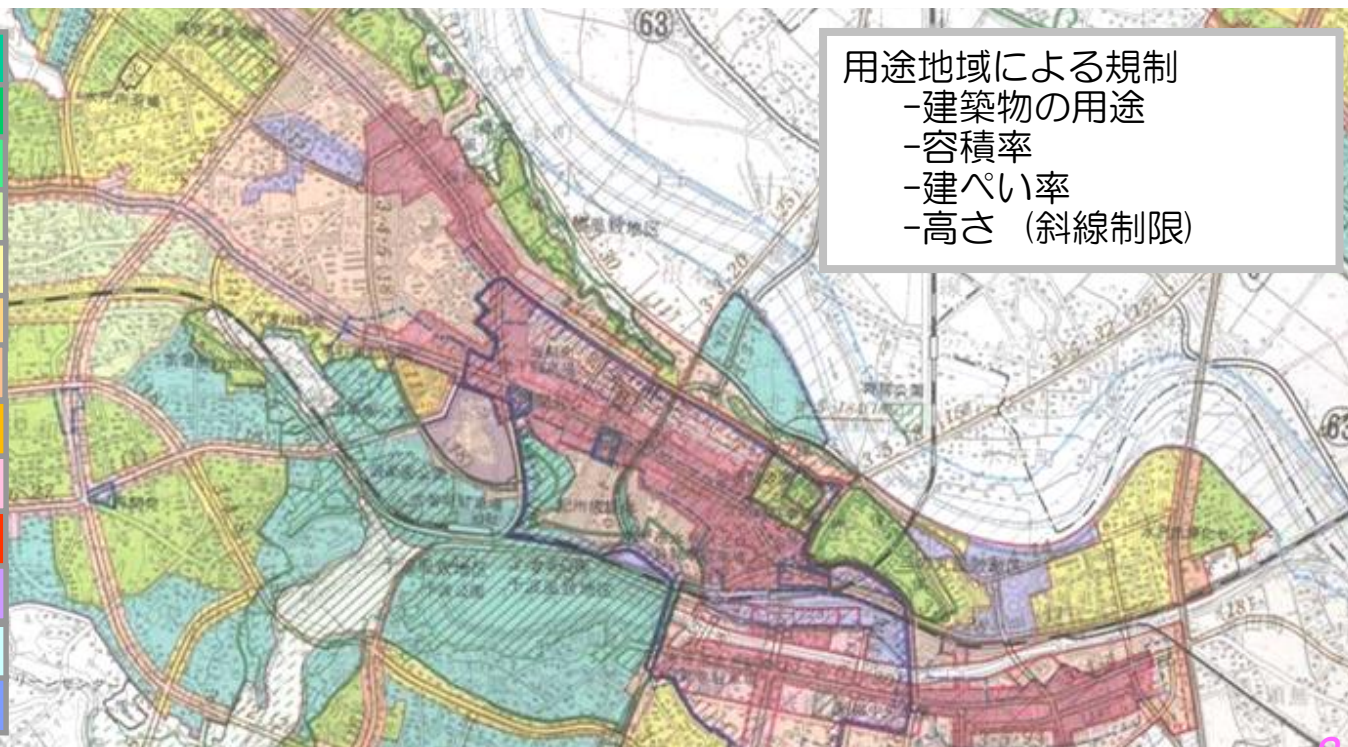
○代表例：用途地域

- 住居、商業、工業等の用途を適正に配分して都市機能を維持増進し、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進することが目的
- 建築物の用途や形態制限について、都市計画の内容として決定

低層住居専用地域	第一種
	第二種
中高層住居専用地域	第一種
	第二種
住居地域	第一種
	第二種
田園住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	

用途地域による規制

- 建築物の用途
- 容積率
- 建ぺい率
- 高さ（斜線制限）



4. 都市計画の種類と内容 ③地域地区

類型	地域地区
用途	用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域
防火	防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区
形態	特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区
景観	景観地区、風致地区、歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区、伝統的建造物群保存地区
緑	緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、生産緑地地区
特定機能	駐車場整備地区、臨港地区、流通業務地区、航空機騒音障害防止地区、航空機騒音障害防止特別地区

地域の特性・必要に応じて指定を行う

4. 都市計画の種類と内容 ③地域地区

用途地域の構成

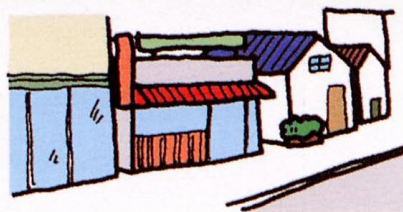
13種類の用途（田園居住地域がH30.8月から追加）

第一種低層住居専用地域



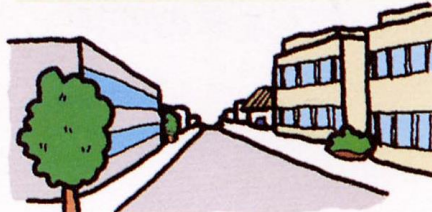
低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。

商業地域



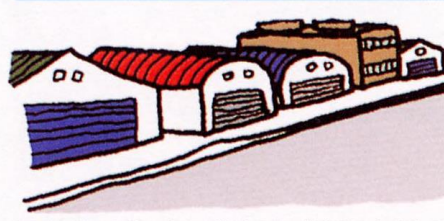
銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

4. 都市計画の種類と内容

③地域地区

建物用途の制限

田園住居地域

※概ね2低に準じた制限

建てられるもの

建てられないもの

例示	第一種低 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専用 地域	用途地域の 指定のない地域 (市街化調整 区域を除く)
住宅、小規模の兼用住宅													
幼稚園、小・中・高等学校													
神社、寺院、教会、診療所													
病院、大学													
2階以下かつ床面積150㎡以内の店舗、飲食店(※を除く)												●	
2階以下かつ床面積500㎡以内の店舗、飲食店(※を除く)												●	
上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店(※を除く)				☆	★								
上記以外の事務所等				☆	★								
ホテル、旅館					★								
カラオケボックス(※を除く)													
劇場、映画館(※を除く)							◇						
※劇場、映画館、店舗、飲食店、遊技場等で、その用途に 供する部分の面積が10,000㎡を超えるもの													
キャバレー、ナイトクラブ等													
2階以下かつ床面積300㎡以下の独立車庫													
倉庫業の倉庫、上記以外の独立車庫													
自動車修理工場					○	○	△	▲	▲				
危険性・環境悪化のおそれが多い工場													
危険性・環境悪化が大きい工場													

注) ☆印については、3階以上又は1,500㎡を超えるものは建てられない。

★印については、3,000㎡を超えるものは建てられない。

◇印については、客席部分が200㎡以上のものは建てられない。

●印については、物販販売店舗、飲食店が建てられない。

○印については、作業場の床面積が50㎡を超えるものは建てられない。

△印については、作業場の床面積が150㎡を超えるものは建てられない。

▲印については、作業場の床面積が300㎡を超えるものは建てられない。

4. 都市計画の種類と内容 ④都市施設

都市施設

※都市計画決定された都市施設を都市計画施設という（法第4条）

○概要

- 円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設
- 都市施設が決定されることにより、その区域内に建築規制が及ぶ

交通施設	道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル等
公共空地	公園、緑地、広場、墓園等
供給施設又は処理施設	水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等
水路	河川、運河等
教育文化施設	学校、図書館、研究施設等
医療施設又は社会福祉施設	病院、保育所等
その他	市場、と畜場又は火葬場 一団地の住宅施設 等



4. 都市計画の種類と内容

④都市施設

都市計画に定める事項

- 都市施設の種類
- 名称
- 位置及び区域
- その他政令で定める事項（努力義務）
 - 道路：種別及び車線の数（車線のない道路である場合を除く。）、その他の構造
 - 駐車場：面積及び構造
 - 公園：種別及び面積
 - 下水道：排水区域

（都市計画法第11条 都市計画法施行令第6条）

都市計画事業の主な特徴

- 土地収用法第20条の事業認定とみなされる
- 建築制限の強化
- 土地建物等の先買い、土地の買取請求
- 民間でも事業が可能
- 都市計画税の充当が可能（市町村）

県内の決定状況

■道 路
1,037路線
約2,725km

■公 園
620箇所
約2,147ha

（平成29年3月）

4. 都市計画の種類と内容 ⑤市街地開発事業

市街地開発事業

○概要

- ・市街地を面的、計画的に開発整備する事業
- ・土地収用、換地、権利変換等の各種の手法により、宅地の整備やこれと一体となった公共施設の整備等を行う
- ・都市計画において市街地開発事業が決定されることにより、その施行区域内に建築規制が及ぶ

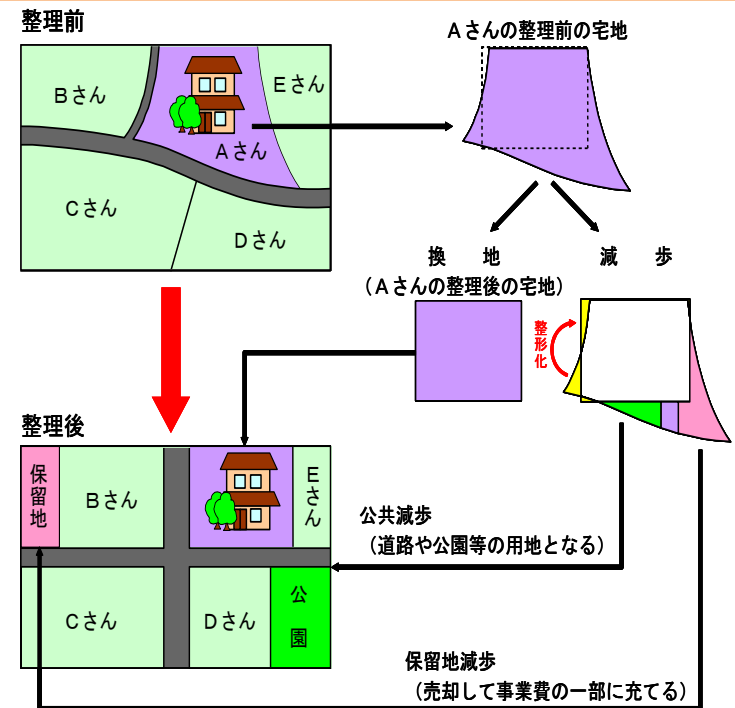
○事業の種類

- ・土地区画整理事業
- ・市街地再開発事業
- ・新住宅市街地開発事業
- ・工業団地造成事業

等

土地区画整理事業の概要

公共施設が未整備の一定の区域において、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、この土地を道路・公園などの公共用地に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる



4. 都市計画の種類と内容 ⑥地区計画

地区計画

○概要

- それぞれの地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図ることを目的として、きめ細やかな土地利用に関する計画と、小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める「地区レベルの都市計画」

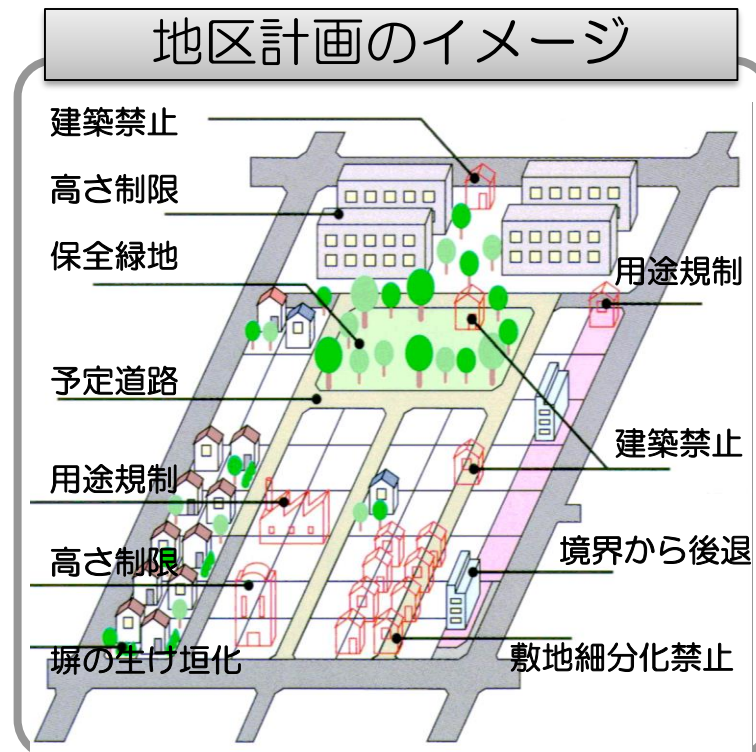
○地区計画で定められるルール

- 地区計画の目標
- 地区整備計画
 - ①地区施設（生活道路、小公園、広場、遊歩道など）の配置
 - ②建築物の規制（用途、容積率、建ぺい率、高さ、敷地規模、セットバック、デザイン、生垣化、緑化率など）
 - ③緑地の保全 等

○地区計画の担保手段

- 区域内で、土地の区画形質の変更、建築物の建築を行おうとする場合、市町村長へ届出。市町村長は、地区計画に適合しないと認めるとき、設計変更等の必要な措置をとることを勧告することができる
- 地区計画の内容を条例で定めることで、建築確認による担保

地区計画のイメージ

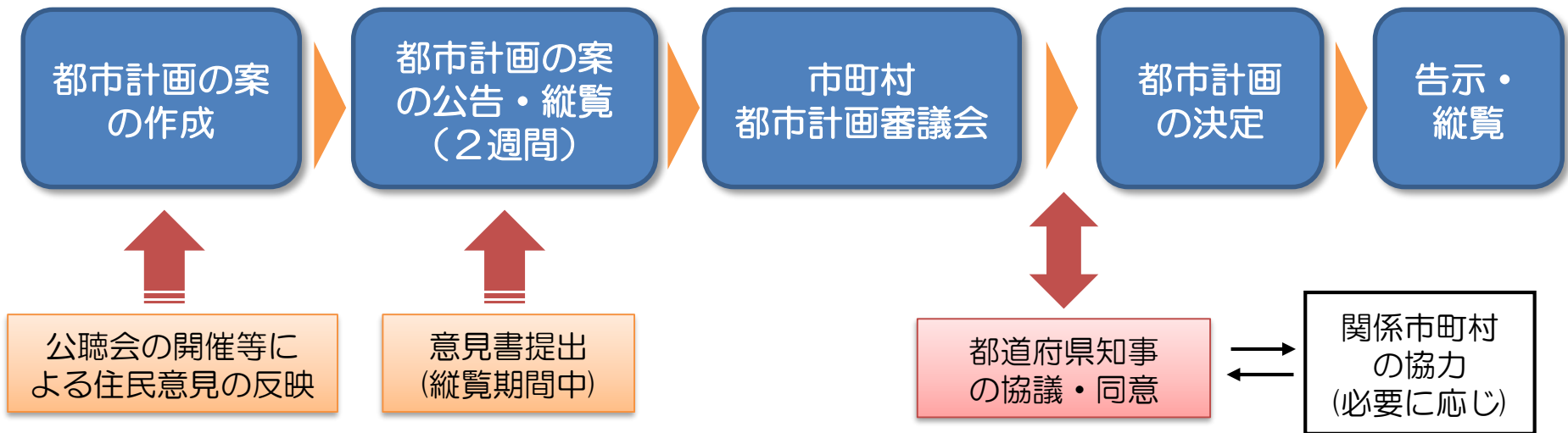


地区計画の決定地区数（累計）の推移



5. 都市計画の手続き

市町村の場合



- ・ 市決定と県決定で手続きは異なるが、大筋の流れは共通
- ・ 現行の都市計画法から住民の意見が反映されるようになった
- ・ 都市計画提案制度が平成14年度に創設

『用途地域設定の手引き』・『都市施設計画の手引き』

6. 都市計画審議会

都市計画法77条の2（市町村都市計画審議会）

◇ この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。



都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）



龍ヶ崎市都市計画審議会条例 （所掌事項）

第2条 審議会は、法第77条の2第1項及び第2項に定める事項その他都市計画上必要と認める事項を調査審議し、その結果を市長に答申し、又は開発行政機関に建議することができる。

（組織）

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 11人以内
- (2) 市議会議員 4人以内
- (3) 関係行政機関又は茨城県の職員 1人
- (4) 公募の市民（市内に住所を有する者に限る） 4人以内

〔諮問第1号〕

竜ヶ崎・牛久都市計画 生産緑地地区の変更について

令和5年7月28日 令和5年度第1回都市計画審議会

生産緑地地区の概要

◇生産緑地地区とは・・・生産緑地法に基づき、市街化区域内において、良好な都市環境の形成を図るため、都市計画により定められた農地

◇指定の要件（生産緑地法第3条）

土地の所有者等の同意を得たうえで、

- ①良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適しているものであること。
- ②500㎡以上の区域であること。
- ③農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。

◇生産緑地地区の制限と優遇措置

制限

農地利用の義務化

建築物等の新築・増改築等の制限⇒市町村長の許可が必要

優遇措置 ※指定から30年が経過するまで

相続税の納税猶予

農地評価・農地課税による固定資産税等の課税

◇生産緑地地区の解除できる要件（生産緑地法第10条）

- ①生産緑地地区の指定から30年が経過した場合
- ②主たる従事者が死亡し、又は従事することを不可能にさせる故障に至った場合

◇龍ヶ崎市の生産緑地

地区数：全42地区（6.55ha） 当初指定：平成4年10月22日 都市計画決定 48地区（7.91ha）

特定生産緑地制度

◇特定生産緑地制度

指定から30年が経過する生産緑地について、買取申出の期日を10年毎に延長・更新することで、これまでと同様に税に関する優遇措置を受けながら、営農することができる制度

特定生産緑地指定の有無による違い

	特定生産緑地制度の指定を受ける	特定生産緑地の指定を受けない
固定資産税等	農地評価・農地課税	宅地並み評価・宅地並み課税 (5年間の激変緩和措置あり)
相続税納税猶予	あり	なし (現世代まで納税猶予あり)
建築等の制限	あり	あり
解除できる要件	①指定から10年が経過したとき ②主たる従事者が死亡し、又は従事することを不可能にさせる故障に至った場合	いつでも可能

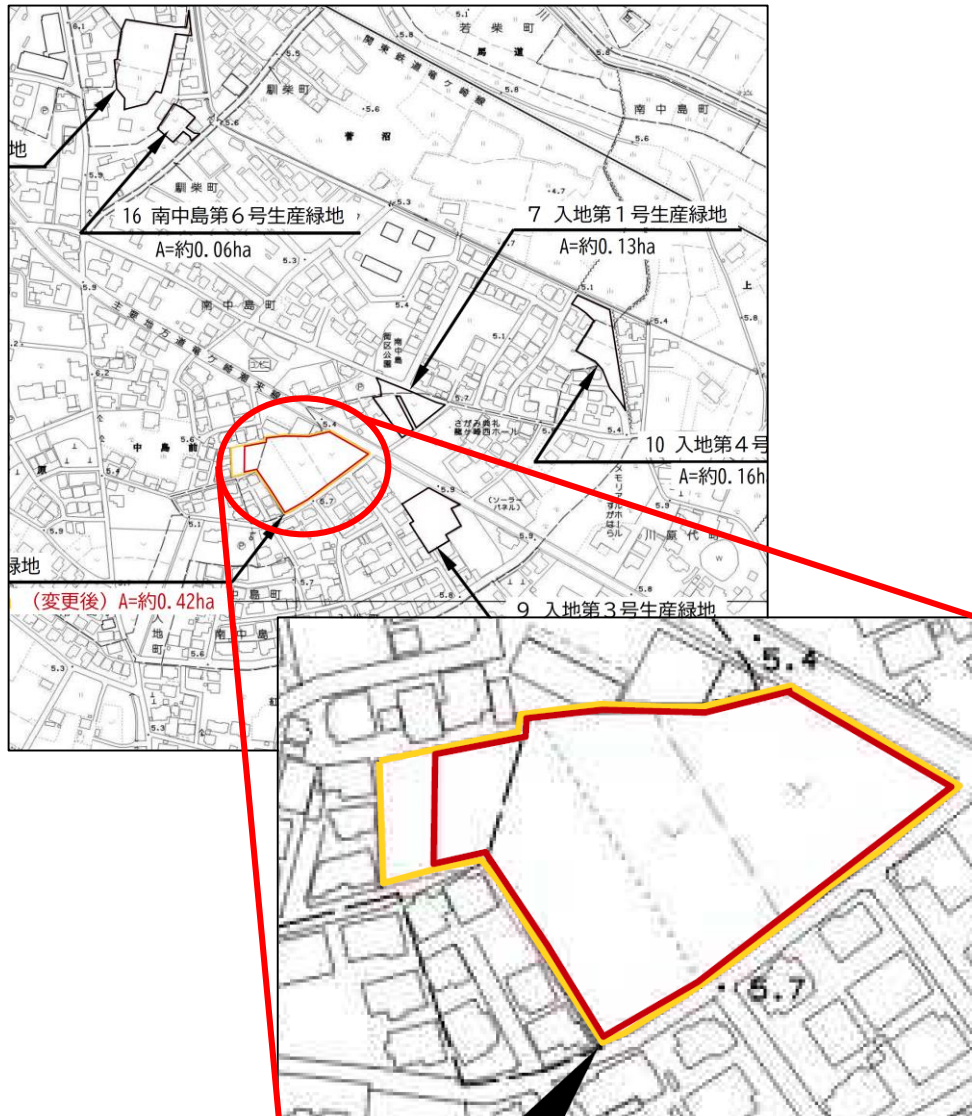
◇龍ヶ崎市の特定生産緑地地区

地区数：34地区 面積：5.55ha

8 入地第2号生産緑地地区

面積：4,317 m^2 → 4,189 m^2

地目：田・畑・雑種地



19 川原代第2号生産緑地地区



面積：2,240m² → 2,033m²

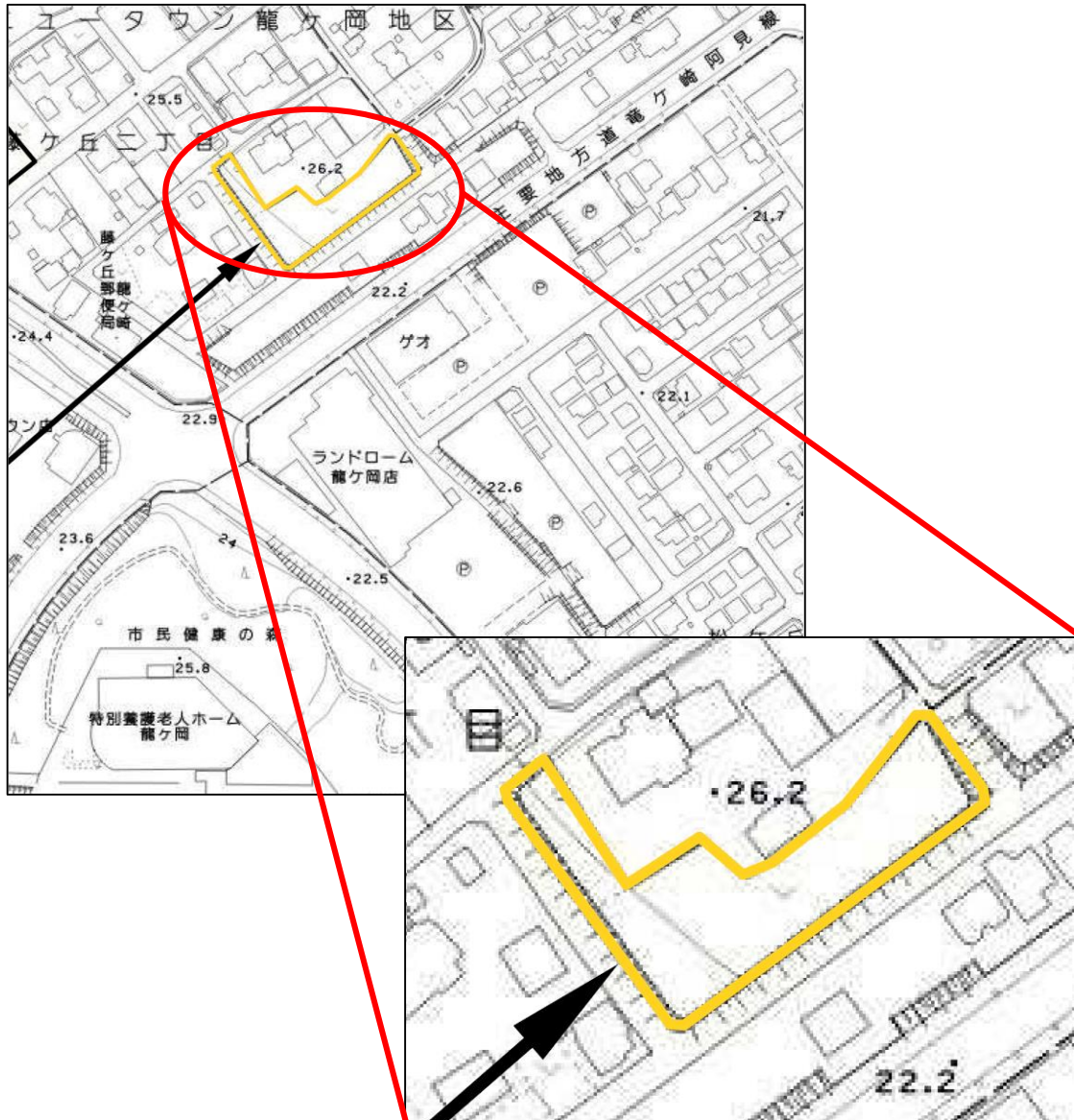
地目：田・畑



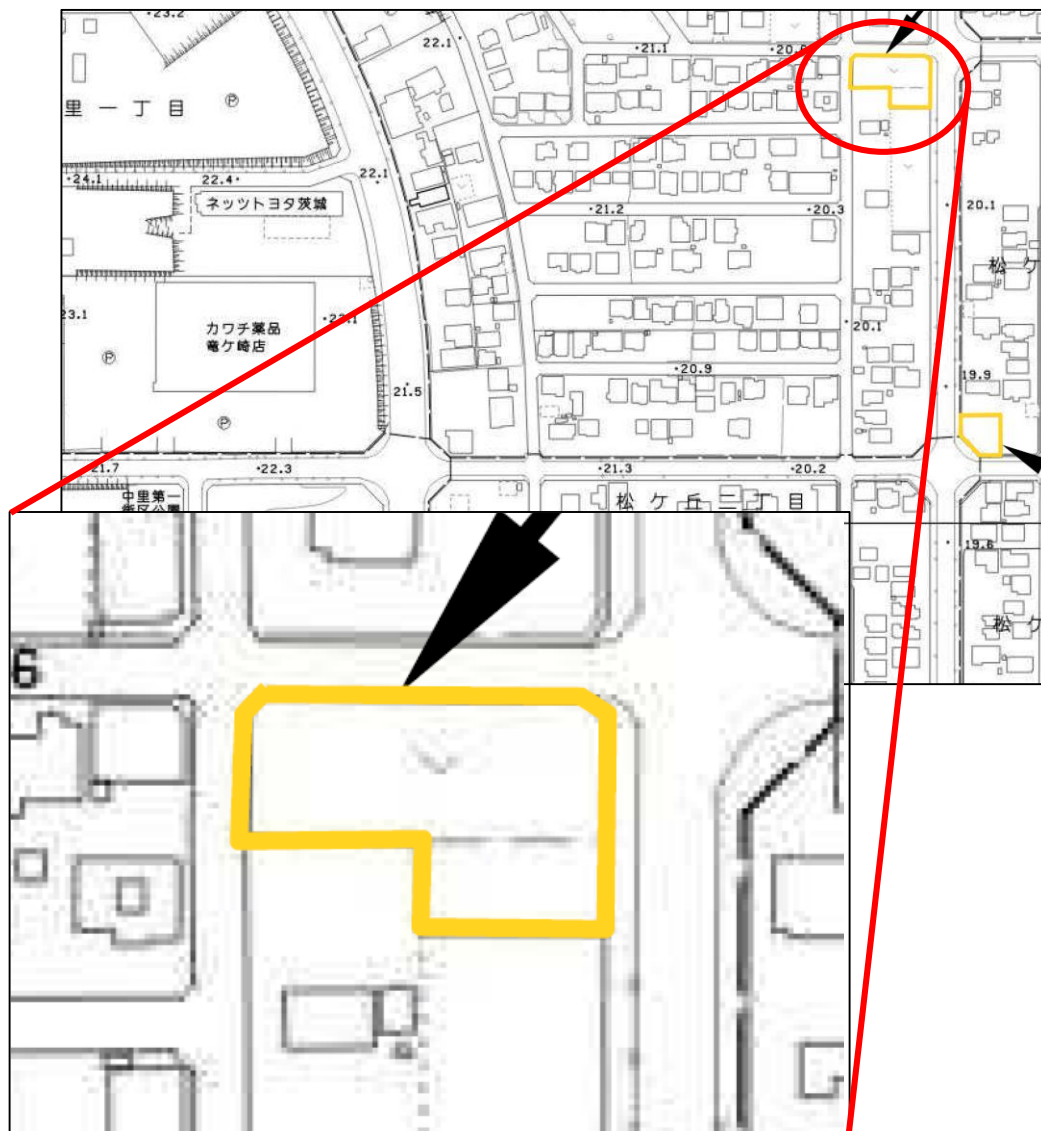
36 貝原塚第3号生産緑地

○面積：1,994m²

○地目：畑



38 貝原塚第5号生産緑地地区



面積：847 m²

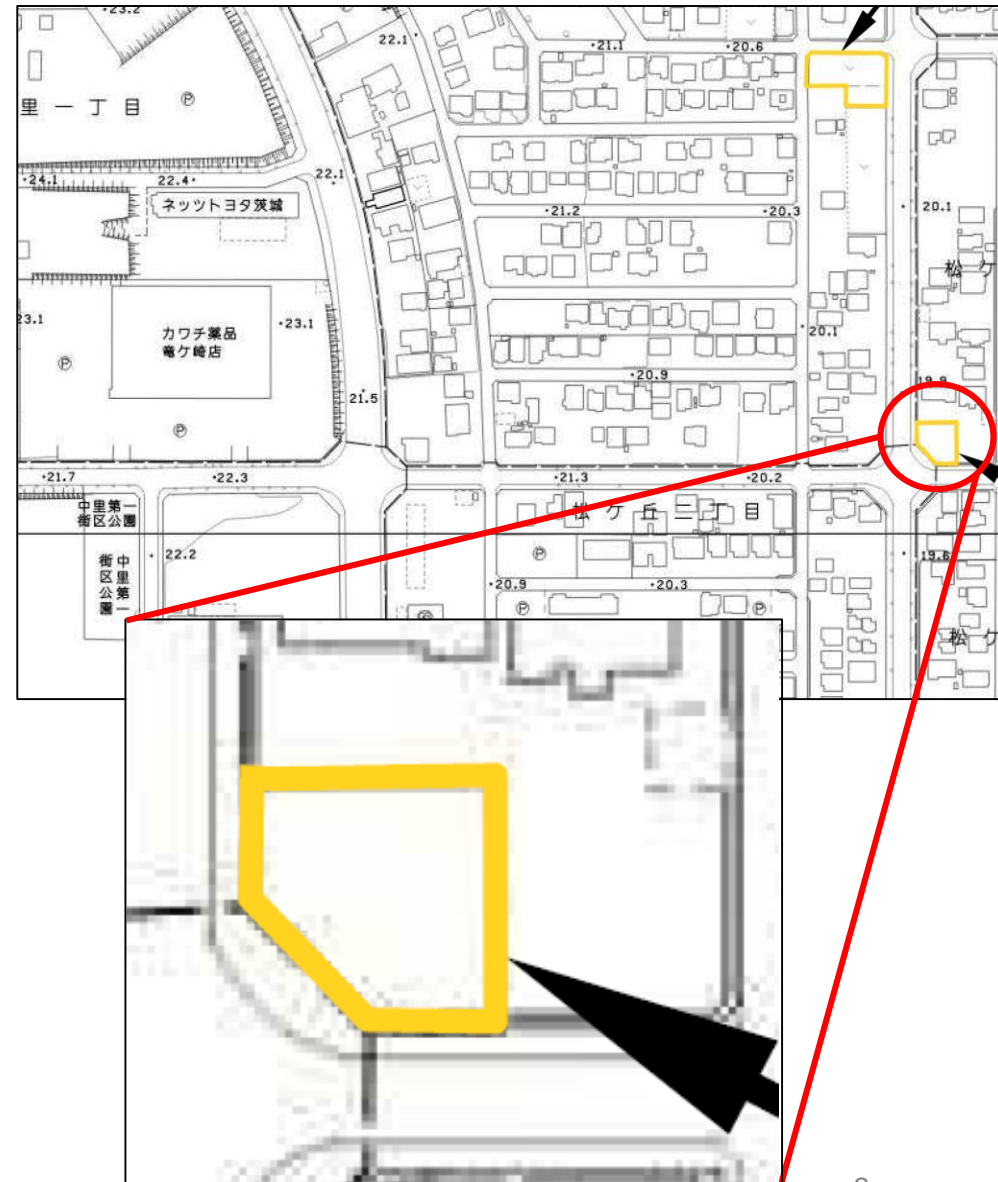
地目：畑



39 貝原塚第6号生産緑地地区

面積：544m²

地目：畑



44 八代第2号生産緑地



○面積:4,163m² → 2,912m²

○地目:畑



諮問第2号

竜ヶ崎・牛久都市計画 道路の変更
(8・6・1 歩行者専用1号線)
(8・7・7 歩行者専用5号線)

令和5年度第1回竜ヶ崎市都市計画審議会

都市計画道路とは

都市計画道路とは、都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における基幹的な都市施設として、都市計画法に規定した手続きによって定める道路

【代表的な都市計画道路の種類】

区分	内容
自動車専用道路	専ら自動車の交通の用に供する道路
幹線道路	都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路
区画街路	地区における宅地の利用に供するための道路
特殊街路	歩行者や自転車の交通のための道路 都市モノレール等の交通の用に供する道路 主として路面電車の交通の用に供する道路

歩行者専用1号線計画変更の概要



①南側駐輪場にかけて



②北側駐輪場より



歩行者専用1号線を取り巻く環境の変化

■佐貫駅東特定土地区画整理事業によって整備(昭和55年事業開始)

【当初計画】

- ①歩専道北側に保育所や集会所の建設計画あり
 - ②移動動線確保のため、龍ヶ崎市停車場線との立体交差で陸橋を計画
- 歩専道に陸橋用地を確保するも、施設・陸橋はともに建設されず

【急激な人口増（昭和60年～平成初期）】

- ①電車の利用増に伴う自転車の違法駐輪の社会問題化
- ②陸橋用地を一時的に駐輪場として整備

【駐輪場の廃止（現在）】

- ①人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染拡大によるライフスタイルの変化等から、駅利用者減少に伴う駐輪場利用者減
- ②北側の駐輪場を廃止し、南側駐輪場へ統合決定
- ③陸橋の架設は行わないと判断

■陸橋用地部分を都市計画道路から除外

■龍ヶ崎市停車場線を境に「歩行者専用1号線」「歩行者専用5号線」に分割

環境の変化

都市計画決定等の手続き状況

■北側駐輪場について
令和5年度中の撤去工事予定

■都市計画法に基づく手続き

日程	内容	備考
令和5年1月28日	住民説明会	
令和5年3月27日から 令和5年4月4日まで	公聴会	期間内に公述申出書の提出が無かった為、未開催
令和5年4月14日	茨城県事前協議	令和5年5月24日付、依存ない旨の回答
令和5年6月13日から 令和5年6月27日まで	都市計画案の公告・縦覧	期間内に意見書の提出無し
令和5年7月28日	都市計画審議会諮問	
概ね2～3か月間※	茨城県本協議	
	決定告示	

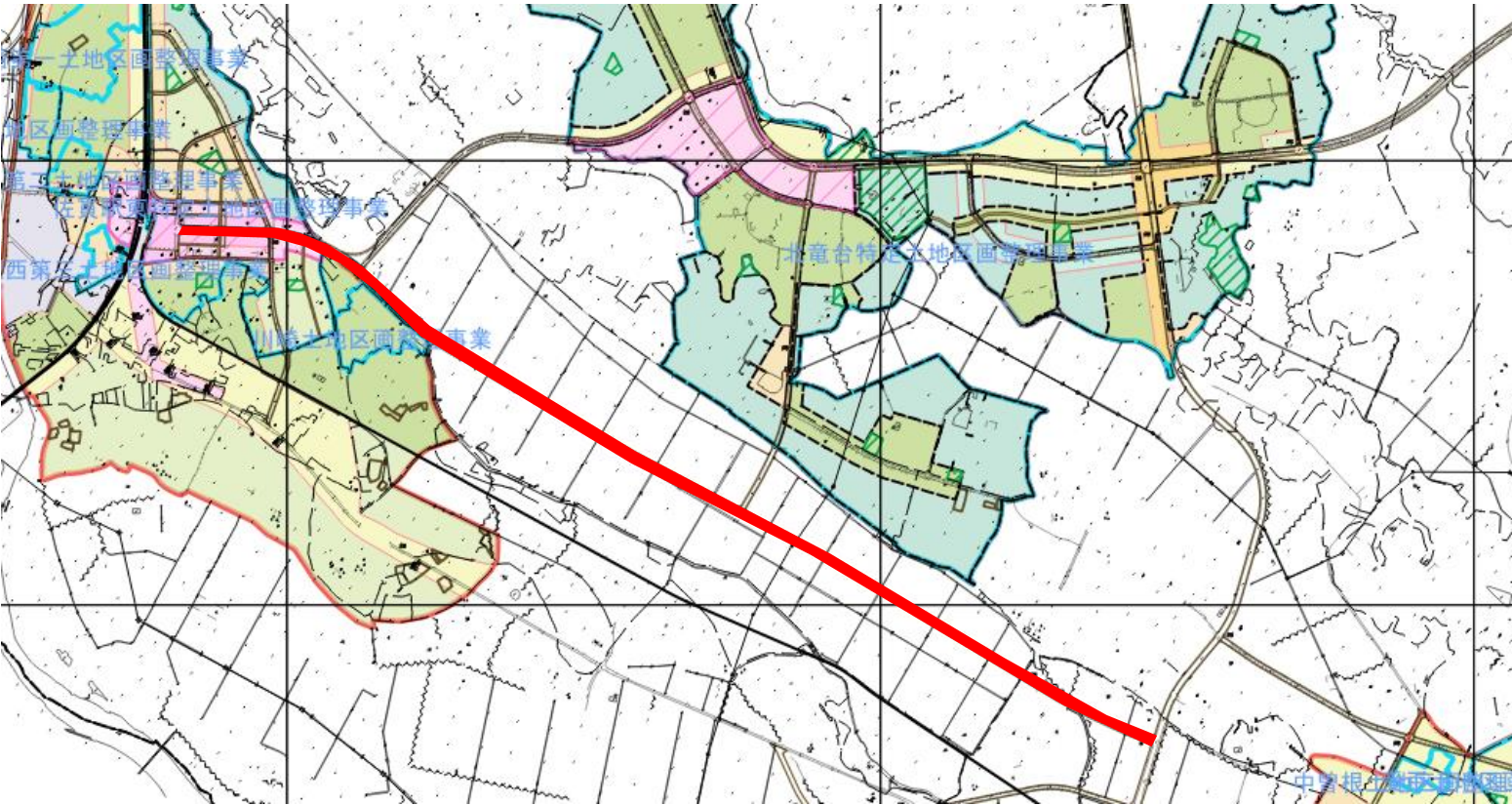
※通常は概ね1か月程度だが、佐貫駅停車場馴柴線の都市計画道路名称について、駅名改称が行われたことで県決定により変更する予定があるため、スケジュールを合わせる観点から2～3か月間としている。

竜ヶ崎・牛久都市計画 道路の変更 (3・3・20号龍ヶ崎市停車場馴柴線)

令和5年度第1回龍ヶ崎市都市計画審議会

名称変更の概要

道路位置図



【要因】

①令和2年3月14日

JR常磐線「佐貫駅」から「龍ヶ崎市駅」へ駅名改称



②都市計画道路名称

「佐貫駅停車場馴柴線」から

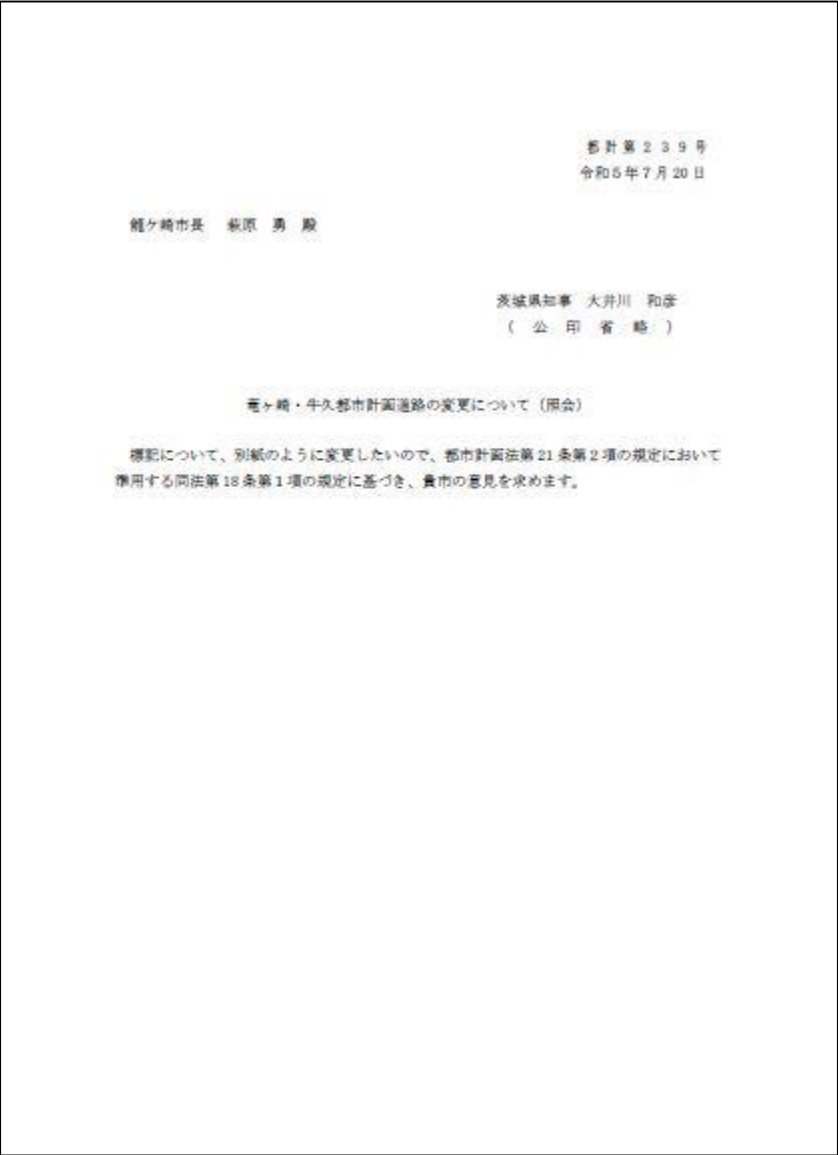
「龍ヶ崎市停車場馴柴線」へと変更

都市計画決定の手続き状況

【手続き状況】

日程	内容
令和5年4月14日	都市計画案の申出
令和5年6月29日	道路管理者協議
令和5年7月20日	茨城県からの意見照会
令和5年7月28日	龍ヶ崎市都市計画審議会諮問
以降	茨城県都市計画審議会 等
令和5年10月	都市計画決定告示（予定）

茨城県決定による名称変更となるため、龍ヶ崎市都市計画審議会からの回答をした後、以降は県での手続きとなる。



次期都市計画マスタープラン策定 について（経過報告）

令和5年7月28日
令和5年度 第1回都市計画審議会
都市整備部 都市計画課



1. 都市計画マスタープランとは

◇ 都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めたもの。

都市計画法 第18条の2(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本方針を定めるものとする。

茨城県都市計画区域マスタープラン

2. 現行の都市計画マスタープランについて

◇ 現行の「龍ヶ崎市都市計画マスタープラン2017」は、平成29年3月に策定したもので、当市の最初の都市計画マスタープラン(H11策定、H20一部改定)に次ぐ、2期目の都市計画マスタープランです。

◇ 当時の最上位計画であった「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」に位置づけられた土地利用の構想や計画、関連施策の実現に向けて、都市計画の側面から補完するもの。

◇ 計画期間は、平成29年度からの10年間とし、平成38年(令和8年)を目標年次としている。また、中間年度(令和3年度)に社会経済情勢の変化、都市が抱える課題・市民ニーズの変化等により、計画の内容が実態と乖離していると判断された場合は、必要に応じて見直しを行うとされています。

3. 都市計画マスタープランの見直しに至る状況の変化

(1) 上位計画の計画更新

◇ 最上位計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョンfor2030」の策定完了

◇ 茨城県 龍ヶ崎・牛久都市計画 区域マスタープランの改定(R3.9月)

(2) 社会経済情勢の変化

◇ 少子高齢化に起因し、想定を上回る速度で進行している人口減少問題

◇ 新型コロナウイルスの蔓延や働き方改革に伴う、ライフスタイルの変化

◇ 上記に起因する生活様式の変化等により、加速度的に進展する高度デジタル化社会の到来→デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進

◇ 外的要因によるエネルギー資源や食料資源などの枯渇化や高騰

(3) 都市が抱える課題の変化

◇ 都市のスプロール化、人口減少に起因する空家・空地の問題
(都市のスポンジ化)

◇ 地球温暖化等の環境問題の進行に伴う、低炭素社会の実現

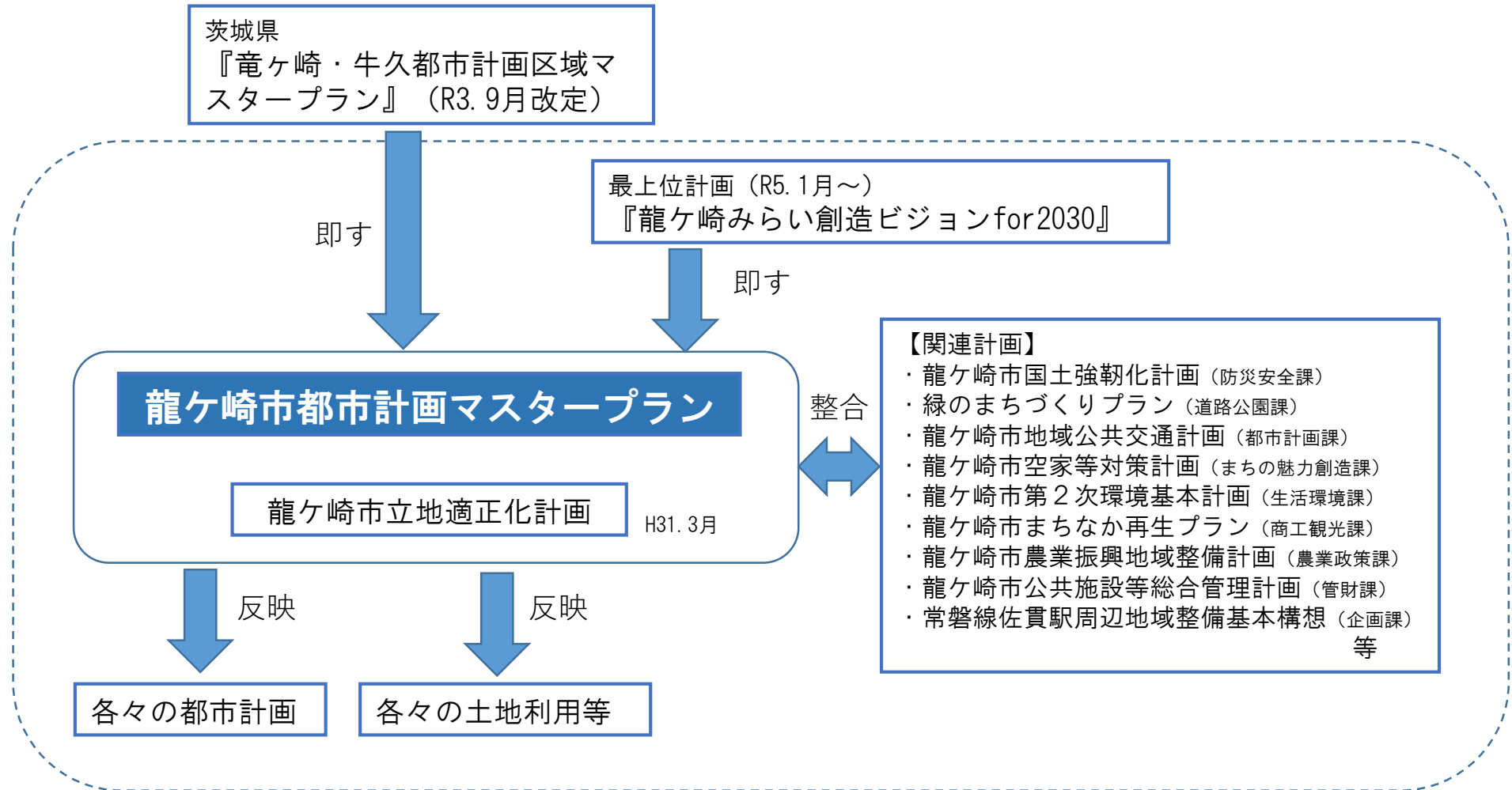
◇ 上記に起因すると考えられ、毎年のように発生する大規模降雨災害への対応

◇ 持続可能な開発目標(SDGs)への対応

◇ その他、都市が抱える課題への対応(都市のバリアフリー化、良好な景観の形成・保全 など)

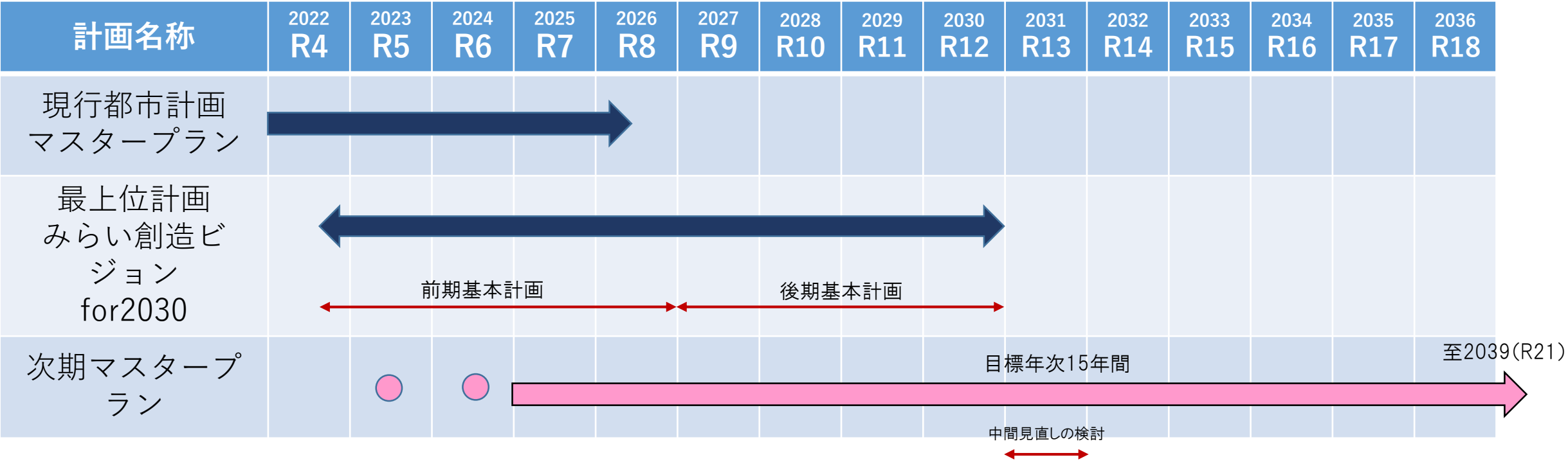
4. 上位・関連計画との関係

◇ 都市計画マスタープランは、市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョンfor2030」及び都市計画法第6条の2の規定に基づき、茨城県により定められた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）に則して定められるもので、龍ヶ崎市のまちづくりに関した基本的な方針です。



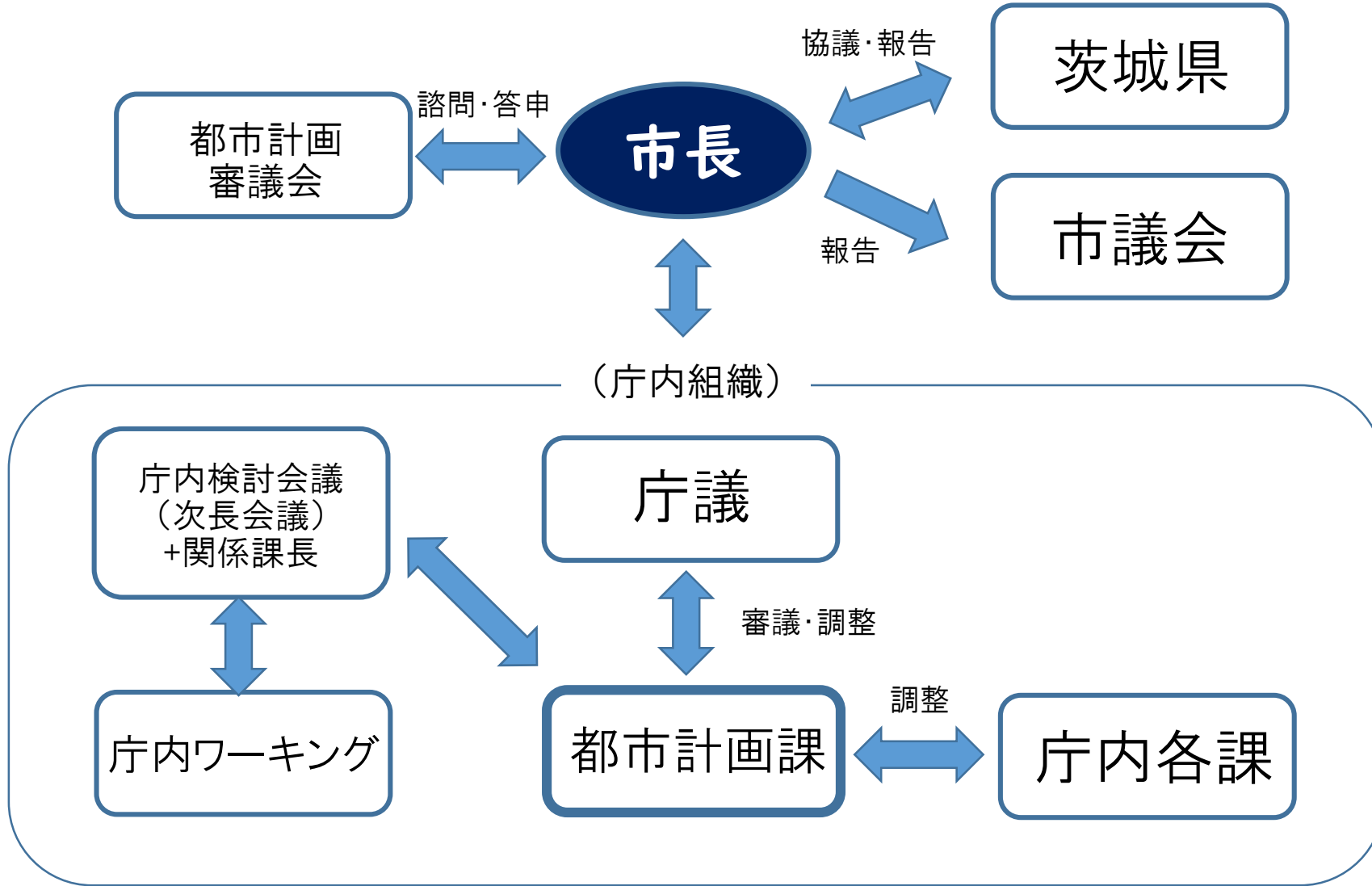
5. 計画期間・目標年次

◇計画期間を令和7年（2025年）からの15年間とし、目標年次を令和21年（2039年）とする。



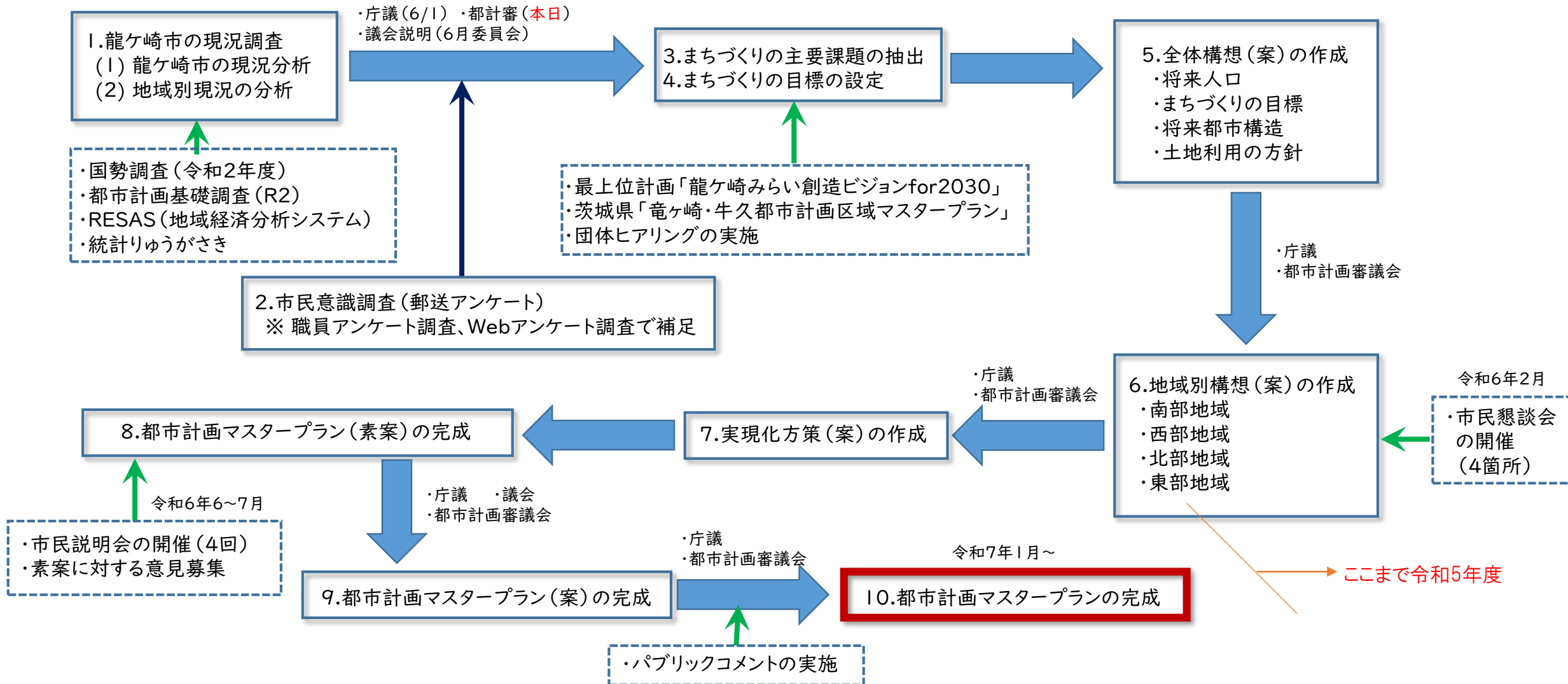
6. 策定体制

◇下記の体制により策定を進めます。

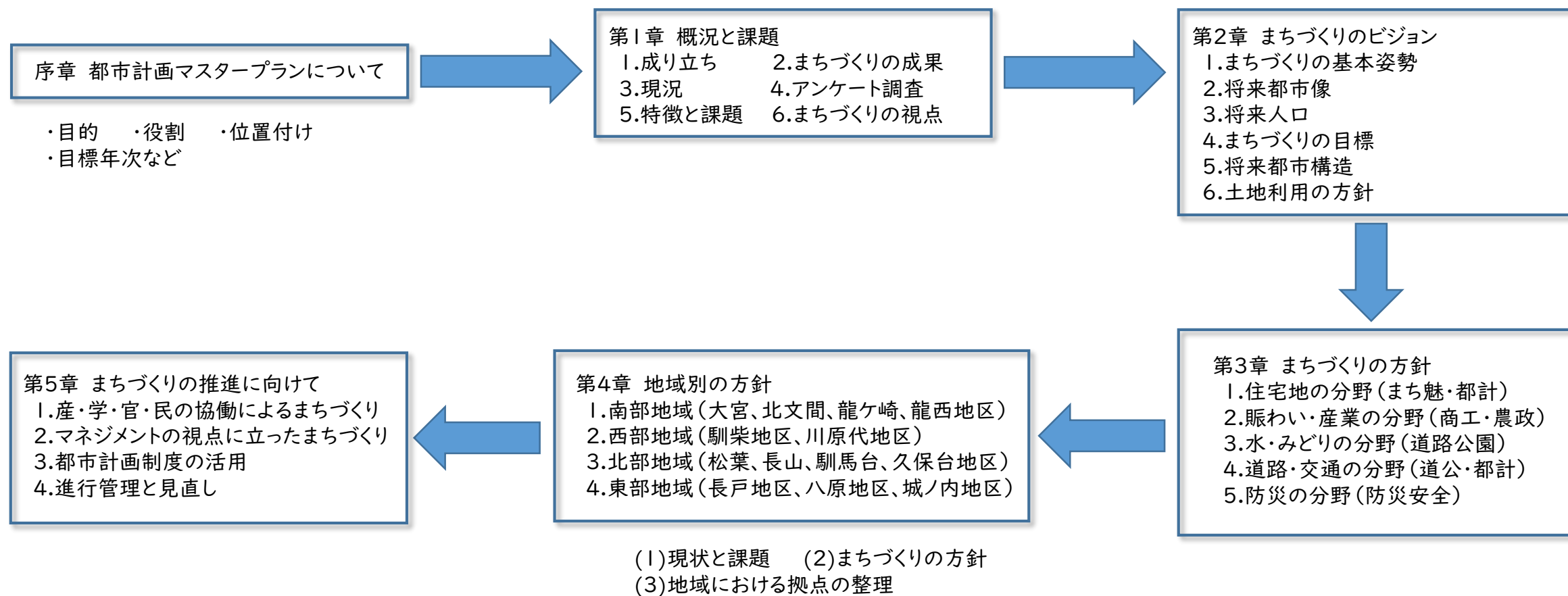


7. 策定フロー

◇下記の流れにより策定を進めます。



8. 計画の構成



9. 意見の反映措置について

◇都市計画マスタープランの策定にあたり、市民のみなさん等にご意見を伺う機会として、下記を実施する予定です。

- (1) 市民アンケート調査(8/1～実施)
- (2) 高校生アンケート調査(実施中)
- (2) 職員アンケート調査(実施中)
- (3) Webアンケート調査(実施中)
- (4) 市民団体等ヒアリング
- (5) 市民懇談会(4地区、各1回程度)
- (6) 住民説明会(4回程度)
- (7) 素案に対する意見募集
- (8) パブリックコメント

10. 策定体制について

(1) 龍ヶ崎市都市計画審議会

- ①策定方針の決定、②全体構想の決定、③地域別構想の決定、④パブリックコメント前、⑤答申の段階において説明を行う。

(2) 茨城県(都市計画課)

- ◇全体構想策定時、地域別構想策定時、最終案策定時に協議を行う予定。

(3) 庁議

- ◇全体構想完成時、地域別構想完了時、素案策定時、パブリックコメント終了時に会議に諮る。

(4) 市議会

- ◇スタートアップ時(6月定例会常任委員会)、素案策定時(全員協議会又は常任委員会)に報告を行う

(5) 庁内検討会議

- ◇次長会議のメンバーを中心として、その他関係各課の課長で構成。
- ◇都市整備部長を座長とし、他6部の次長及び危機管理監、関連するまちの魅力創造課長、管財課長、農業政策課長で構成

(6) 都市計画マスタープラン策定ワーキング

- ◇関係各課の主査級以上の職員で構成
- ◇都市計画課、下水道課、道路公園課、管財課、企画課、まちの魅力創造課、防災安全課、商工観光課、農業政策課

11. 都市計画マスタープラン策定支援業務委託

(1) 受託者

日本工営(株)茨城事務所

(2) 契約期間

令和5年5月22日から令和7年3月31日まで(680日間)

12. アンケート調査について

(1) 市民アンケート調査（郵送アンケート調査）

期 間：令和5年8月1日（火）から8月25日（金）まで

対 象：市内に居住する18歳以上

配布数：2,000人（住民基本台帳から無作為抽出）

配布方法：郵送により配布

回収方法：郵送により回収、Webによる回収

想定回収率：35%を想定（有効回答数700件）

(2) WEBアンケート調査

期 間：実施中～8月25日（金）まで

対 象：全ての方

配布方法：自治会へチラシ配布（7/18～）

りゅうほー8月前半号に記載

市公式LINE登録者にプッシュ通知

回収方法：URL、二次元コードによりGoogleフォームへリンク

Googleフォームによりアンケートに回答いただく。

想定回収数：1,700件

(3) 高校生向けアンケート調査

期 間：実施中～7月31日（月）まで

対 象：市内の高校に通う、高校生（竜一、竜二、竜南、愛国）

配布方法：市内各校にチラシを配布

回収方法：URL、二次元コードによりGoogleフォームへリンク

Googleフォームによりアンケートに回答いただく。

(4) 職員アンケート調査

期 間：実施中～7月31日（月）まで

対 象：市職員（正職員、会計年度任用職員）

配布方法：課内メールにより、各課長等宛にアンケート協力依頼通知
庁内グループウェアのGaroon、全庁掲示板にアンケート
調査を掲載

回収方法：URL、二次元コードによりGoogleフォームへリンク
Googleフォームによりアンケートに回答いただく。

(5) アンケート調査の集計・分析

委託業者である、日本工営により集計・分析を実施する。

◇ 高校生アンケート調査チラシ

～皆さんの声をお聞かせください～

まちづくりアンケート調査 にご協力ください

龍ヶ崎市では、道路や公園、公共施設など、様々なまちづくりに関する基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」の策定を進めています。
龍ヶ崎市をより良いまちとするため、学生の皆さんの意見やアイデアをお聞かせください。ぜひ下記の二次元コードよりアンケート調査にご協力をお願いします。



買い物環境がもっと整うと嬉しい！

駅にもっと賑わいがあるといいな

電車やバスに乗りやすいまちになるといいなあ

みどり豊かなまちが良いと思う！

アンケートはこちら！



二次元コード

所要時間は5分程度になります

回答期間 7/31(月)まで

【お問い合わせ】
龍ヶ崎市 都市整備部 都市計画課
〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地
TEL：0297-64-1111（内線462）

◇ WEBアンケート調査チラシ

～皆さんの声をお聞かせください～

まちづくりアンケート調査 にご協力ください

龍ヶ崎市では、道路や公園、公共施設など、様々なまちづくりに関する基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」の策定を進めています。
プランは10年・20年先の龍ヶ崎市のまちづくりを描くものになるため、龍ヶ崎市に關係している皆さんから広くご意見を頂戴したいと考えています。
ぜひ下記の二次元コードやURLよりアンケート調査にご協力をお願いします。



子どもが安全に暮らせるまちがいいと思う！

公共交通も使ってみようかな！

身近な生活環境がより充実するといいなあ

友達と遊べる公園が欲しい！

アンケートはこちら！



二次元コード

<https://forms.gle/TaGe87tYddo232NH7>

所要時間は5分程度になります

回答期間 8/25(金)まで

【お問い合わせ】
龍ヶ崎市 都市整備部 都市計画課
〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地
TEL：0297-64-1111（内線462）